

平成24年度滋賀県環境審議会 環境企画部会（第2回）会議概要

- 1 開催日時 平成24年(2012年)10月16日(火) 9時30分～12時00分
- 2 開催場所 滋賀県厚生会館別館4階大会議室(大津市京町四丁目3-28)
- 3 出席委員 上田委員、占部委員、笠原委員、菊池委員、薩摩委員、佐山委員(萩ノ脇代理人)、西野委員、藤井委員、藤澤委員、本多委員、松井委員、森澤委員 (以上12名)
- 4 議 事
 - (1) 滋賀県環境影響評価条例の改正について
 - (2) 滋賀県における今後の環境学習のあり方について
 - (3) 第三次滋賀県環境総合計画の進行管理について

< 配付資料 >

- 資料1-1 滋賀県環境影響評価条例の改正について(答申)(案)
- 資料1-2 滋賀県環境審議会環境企画部会(第1回)における意見等
- 資料1-3 滋賀県環境影響評価条例による手続き 現行と改正案の比較
- 資料1(参考1) 環境影響評価法の一部を改正する法律の概要について
- 資料1(参考2) 環境影響評価条例改正に係る近隣府県市検討状況
- 資料1(参考3) 滋賀県環境影響評価条例の改正の骨子
- 資料2-1 滋賀県における今後の環境学習のあり方について(諮問)
- 資料2-2 滋賀県における今後の環境学習のあり方について
- 資料2-3 滋賀県環境審議会議事運営要領
- 資料2-4 滋賀県の環境学習に関する状況について
- 資料2-5 第45回県政世論調査 ～環境に関する事項(結果報告)～
- 資料2-6 滋賀県における今後の環境学習のあり方検討小委員会における主な論点として考えられるもの
- 資料2(参考1) 環境教育等による環境保全のための取組の促進に関する法律
- 資料2(参考2) 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針
- 資料3-1 平成23年度 第三次滋賀県環境総合計画の実施状況について
- 資料3-2 第三次滋賀県環境総合計画 平成23年度「数値指標」進捗状況
- 資料3-3 第三次滋賀県環境総合計画 平成23年度重点プロジェクト進行管理票

資料3(参考1) 滋賀の環境2012(平成24年版環境白書)
資料3(参考2) 第三次滋賀県環境総合計画(概要版)
資料3(参考3) マザーレイク21計画<第2期改定版>(概要版)

<当日配布資料>

資料1-1 滋賀県環境影響評価条例の改正について(答申)(当日修正案)
資料2 関係 「滋賀県における今後の環境学習のあり方検討小委員会」委員(案)

6 概要

(1) 滋賀県環境影響評価条例の改正について

部会長：

まず、「滋賀県環境影響評価条例の改正について」事務局より説明願います。

事務局：

<事務局より説明【資料1-1~3、資料1(参考1~3)参照]>

部会長：

ありがとうございました。前回の議論を踏まえて、事務局で答申案をまとめていただいております。どこからでも結構ですので、ご意見、ご質問をお願いいたします。

委員：

事前調査の件ですが、調査の手法のところ、まずは原則として既存の資料、それが駄目だと専門家、それが得られないと現地調査ということで、それでやむを得ないのかなとは思いますが、このように書いたことが、先ほどの資料1の参考3のところは改正の骨子ということで、いろいろな配慮というのは、ここにはまだ含まれないのですね。それが実際は、その運用であるとか、そういうところで担保されるかどうかということですけども、そのところは、この答申の最後にある「以上を踏まえ、環境影響評価条例等の諸規定の整備を進められ、環境影響評価制度の一層の推進に努められたい」というところで含まれているという理解だと思っておりますが、それで担保できているかどうかについて確認をお願いしたいのですが。

部会長：

いかがでしょうか。この件は前回も少し議論になったところですが、事務局から何か説明はありますか。

事務局：

具体的な担保の仕方については、「技術指針」で検討していくことにしたいと思っております。

環境影響評価制度は、基本的に事業者の自主的な環境配慮を求めるものですので、既存資料で十分なのか、現地調査までしないと十分な情報が得られないのかは、事業者の判断もあるわけですが、それについては、配慮書を提出いただきまして、そこで環境影響評価審査会の意見を聞いて知事は意見を述べることになっておりますので、そこで判断をしていくものと考えております。

委員：

そうしますと、この事前アセスで環境影響評価審査会にかけてみて、そこで判断がされて、それから知事のほうに上がって事業者に行くというプロセスということですね。そのプロセスの確認だけお願いしたいのですが。

事務局：

事業者が、かなり早い段階、まだ計画が煮詰まってない状況の中で、既存資料、例えば猛禽類がどこにいるか、貴重種がどこにいるか、大気の流れがどうか、そういう資料を使いながら、そこで事業を実施することが適当なのかどうなのか、本当にできるのかどうなのかという環境の影響をまとめていただいたものが環境配慮書になり、その配慮書をもって一般の県民の方々の意見を聞いたり、市町長や知事の意見も聞いたりするわけです。最後に知事の意見を述べる時に、環境影響評価審査会の意見を聞くことができるということになっております。

方法書の段階においては、突っ込んで調査をやっていくほうがいいのではないかという意見になるかとは思いますが、基本的には、配慮書の段階では既存資料を使って行うということになります。事業者がどうしてもその資料を集められない、特に貴重種のデータがこのあたりでは欠けているという場合は、そこをよく知っておられる専門家の人に聞きに行くなり、それで足りない場合は現地調査という形になるかと思えます。

委員：

一番気になっているのは、貴重種の保全のところ、例えば水の中の生物というのは、ため池が幾つかあって、そのため池でどんな生物がいるかをほとんど調べられていない状態で、既存資料といってもやってみないといけない。専門家のほうに聞かれても、やってみないといけないという状況というのが当然起こり得ると思うのですが、その時に、どういうプロセスでその貴重種の存在というのが事前調査で確認されるのかということが気になったのでお聞きしたのです。制度的には、現地調査も行う可能性はあるというように理解してよろしいのでしょうか。

事務局：

具体的なやり方については「技術指針」等を書くこととなります。本当に大切な貴重種がそこにおいて、その分布状況も分からないという状況がありましたら、それは現地調査もあり得ると思います。ただし、そこまできちっとした調査を求めてしまいますと、方法書と配慮書の区別が全くつかなくなってしまいます。事業がそこで計画されているのであれば、審査する側にとってみれば、全ての情報が欲しいということになるのだと思うのですけれども、ただ、非常に早い段階であるということも加味していただいて、その中での審査になるということです。担保につきましては、具体的にどこまで調査するのかという話は、あくまで技術指針の中で書かれることであって、それを基にして事業者の方で判断されるという形になります。ですから、メダカやカワバタモロコなどがその池にいるという情報があって、いるかいないか分からないという状況の時には、それを本当に確認の調査をするのか、専門家に当たるのか、既存の調査だけにするのかというところは、事業者の判断に任されるということになると思います。

委員：

前回も私の方からご質問させていただきまして、その配慮書と方法書のほうで差をつけているということをおっしゃっていただいたのですが、今のお話だと、例えば配慮書の段階では、事業者の方で「既存資料で大丈夫そうだ、調査は要らない」と判断をして、提出をされた後に方法書の段階でやはり調査が必要であろうということになって、現地調査を行う可能性があるというように考えても良いわけですね。

事務局：

そのとおりです。配慮書の段階で、例えば、ある事業の想定される区域の中で、「そこにメダカやカワバタモロコなどの貴重種がいる」という情報があった時に、果たして事業者が、移植などでは完全に保全できないかもしれないというリスクを背負ってその池は潰して造成してしまう計画とするのか、もしくは、そこを回避して「そこは造成せずに残しておきます。その他のところに造成地を持っていきます」という計画にするのかは、その情報の確度によって判断されるというように思います。配慮書の段階では非常にあやふやな情報などが入っており、その中で判断されるわけですが。実際はそのように配慮書の中である程度貴重種の情報などを取り入れた形でレイアウトや位置の決定をされた後で、方法書の段階になった時に、実際に詳しく調査して正しいとなれば、その配慮書のままの計画が実行されるという形になるのだと思います。

委員：

環境意識が低い業者ほどすり抜けられるというような制度になってしまうというのがすごく恐ろしいと思っていて、そのような配慮書の段階で、ある程度甘い見込みで出されたものも、方法書の段階では、第三者も含めてきちんと適正な処理、あるいは、調査ということが行われるということが担保されていると理解していますが。

事務局：

はい、そうです。

委員：

分かりました。

事務局：

あくまで配慮書は事業者が作るのですが、その後は、一般の県民の方の意見、専門家の審査会の意見、市町長の意見、知事の意見というのがありますので、言ってみれば、事業者の方があまり環境配慮せずに、「ここにいる」という情報があるのに、「まあいいや」という形で進めようとしていることについては、色々なチェックが掛かる仕組みになっているということです。

委員：

分かりました。ありがとうございます。

委員：

この答申書の1ページ目の1行目ですが、滋賀県の通常使われる言葉なのかもしれませんが、「諮問のあったこのことについて、下記のとおり答申します」というのは少し違和感があります。例えば、「第558号の諮問について、下記のとおり答申します」とか、「諮問の件について、下記のとおり」ではないかと思います。「あったこのことについて」というのは、県での慣例的な使い方なのでしょうか。

3ページ目の2の「実施計画書の名称」の2行目のところで、「全く同じ内容のものであれば同じ名称とするほうが」というのは、何と同じ名称かが分かりません。その下を読むと、「法」だということが分かるのですが、「法」とか何か付け加えていただきたいと思います。

それから、「対象とする事業」について、法でいう第1種、第2種以外に、今までの条例で滋賀県が独自に環境アセスメントをなささいという対象事業がありますね。これらの事業に対しては全て環境配慮が求められますということですね。その対象事業につきましては、今度の条例で、あるいは、法律の改正で、今までの条例になかった事業が入ってこないのでしょうか。もし入ってくるのであれば、この答申の中にそれを記載しておかないといけないのではないかと思います。あるいは、対象事業の拡大とか、そういうことが

必要ではないかと思えます。

事務局：

今回増えるような対象事業はないのかということですが、法においては、風力発電所を対象事業に付け加えられました。条例においては平成21年度に条例規則を改正し、風力発電所についても条例のアセスの対象とすると定めておりますので、これについては条例が先行していて、法が同じものを対象にしていたということですので。今回、「条例の対象事業を全て」ということで、風力発電所も全て含まれていることになりますから、増えるものはないという理解で良いと思っております。

委員：

そうすると、対象事業については、従来の条例で決まっているものを変更することはないということですね。

事務局：

はい、従来のとおりです。

委員：

分かりました。

事務局：

それから、文言については、一番初めの「諮問のあったこのことについて」というのは少し適切な言葉を検討させていただきたいと思えます。

また、「実施計画書の名称」のところで「同じ名称」のところに「法と」を付け加えることは、そのように検討したいと思えます。

委員：

資料1 2のところで、1ページ目の一番下で「焼却場については、特に」というのがありますが、その後ろに「その他の焼却方法等は幾つかの案をあげて」とあります。しかし、自治体では、廃棄物処理計画を作り、焼却方法については選定委員会を作って、そこで検討するということになっていきます。なので、今度の条例の改正で、焼却方法についても県で検討するということにはならないと思えます。下から2行目ですけれども、「考えられるが、その他の焼却方法等は」というのは削除していただいて、例えば「位置以外については」というような文章にさせていただいたほうがよろしいのではないかと思います。

答申案ですが、2ページ目で、ウの「複数案の検討」というのがあります。それで、「なお」から後の話ですが、2行目の「最初から複数案を設定しない場合に」というのがあります。「最初から」というのは要らないのではないかと

ということと、「設定しない」というのは事業者の気持ちでどうにでもなるというニュアンスがありますので、「設定できない場合には」としたらどうでしょうか。それから、その下の行ですけれども、やはり「設定しない」と言うのではなくて、「できない理由を明らかに」というように書いていただいたほうがいいのではないかと思います。

事務局：

最後の「設定しない」ということを「できない」という形に修正させていただきます。

資料1 2の最後のところにつきましては、「位置以外については」という形に改正させていただきたいと思います。

なお、もう一つ追加で、先ほどご質問がありました対象事業ですが、条例の事業はもちろんこのアセス条例対象事業、配慮書の対象事業になるのですが、第2種事業において判定で残った事業は、今までは全て法の対象事業として法律の中で関与することになり、条例では関与していなかったのですが、前回もお話しさせていただいたように、例えば面的開発では100haから75haであれば第2種事業者になるのですが、「80haの面積を開発します」という第2種事業者が「配慮書の手続をせずに判定を受けます」としてそのまま判定で残ってしまうと、配慮書の手続をせずに法律の手続ができることになってしまうのですけれども、その人に対しては、条例によりその第2種事業者に対して配慮書の手続の対象とするという形になりますので、その部分は新たに対象として増える、対象事業として増えるという認識でございます。

委員：

資料1 1の2ページ目のところに、一番上に2カ所段落がありますけれども、2段落目に「そのため、事業計画の」というのがあります。このところで、「早い段階で、複数案を対象に比較評価を行うことができるよう」と規定していますが、これが今の話のところで、複数案が出ない場合もあり得るということですね。だから、これはもう少し文言を変えないといけないと思います。このところだけを見ると、必ず複数案を出す必要があるというように捉え方をするのではないのでしょうか。「を」を「も」にするのがいいのかどうかよく分かりませんが、そのように感じました。

事務局：

この配慮書の手続というのは、あくまで複数案を設定できないというのは例外的な扱いになるかと思いますが、ですから、ウの「複数案の検討」のところでは、複数案を検討できない場合もあることが想定されるというように書いていますが、それはあくまで特例というような認識で考えておきまして、その上のアのところの「配慮書手続の必要性」というところにおきましては、

この配慮書をなぜ入れたのかという考え方のところでは、複数案を検討いただきたいという認識でございます。

委員：

そのように理解しているのですが、それだと、その上の2ページ目の「現在実施している」というところの2行目の「環境保全措置の実施や複数案の検討等について」というところの書き方がかなり弱いのではないかという気がしたのです。これで問題はないのであればいいのですが、ここだけを見ると、必ず基本的に複数案が必要だということは、今、説明されたことというのはどこに出てくるのかというのがよく分からないのです。何か複数案もあり得るみたいな感じに取られかねないような書き方だという気がします。

委員：

まず1点目は、「おわりに」のところで、「改正にあたっては、事業者への十分な周知期間の確保に努めることが必要である」とあります。県は確保に努めることが必要であるということだと思います。「および調査手法等の確立に努めることが必要である」ということになると、調査手法等の確立に努めることは、県が調査手法の確立に努めるという意味なのかということで、つまり、周知期間は県が確保しなければならない。調査手法も県が確保しなければならないということなのかということで、調査の手法は、先ほど少し話題になっている2ページの工のところで、「調査の手法」のところは業者が既存の資料を使ってやりますよ、あまり過度な負担はかけないですよというのを書いているわけで、この「調査手法等の確立」というのは誰がすべきものなのかということが少し素人に分かりにくいということ。

もう一つは、この2ページの上のところで、一番最初の「現在実施している環境影響評価は、既に事業の枠組みが決定されているため、事業者が環境保全措置の実施や複数案の検討等について柔軟な措置をとることが困難である」といった課題がある」とあります。それであれば、既に枠組みが決定され、もうコンクリートされているから、柔軟な措置をとれない、もう言いなりになっているのかというように聞こえかねない書き方だという気がします。そのために早い段階から複数案の比較検討をするよう導入が必要と考える。この配慮書の手続の導入というのは、誰のために何のためにするのかというのが何か少し分かりにくいと思います。つまり早い段階から選択肢を持って行うことが、事業者にとっても環境にとっても良いことだと思うが、何か恩着せがましく言っていたり、今の制度はやられっぱなしだということにも聞き取られかねないような表現であり、配慮書を早い段階で入れることの的確な目的に聞き取れないような気がします。それで、「調査の手法」のその下のところで、調査は現地調査を義務づけると過大なので適切ではないと書いていて、次の2行が要るのかどうか。「適切とは言えない。そのため、調査は、原則として既存の資料によるものとして」ということでいいのであって、この

「非常に環境影響に配慮しやすい制度となる」という「非常に」という修飾語も含めて、この2行はないほうがすっきりするのではないかという感想を持ちました。

部会長：

少し議論を整理したいと思います。まず2ページ目の一番上の5行ですが、これが新たに環境影響評価に配慮書を導入する必要性というか、積極的にこれを導入するように改正するという強い意志を述べる部分ですが、必要性の理由としては弱いということです。ここをもう少しはっきり書くということです。最初の3行では現行の環境影響評価では不十分なので、あとの2行で配慮書を導入しなさいと、この私たちの審議会は知事に申し上げるということですが、もう少し強く書いてはどうかということです。

事務局：

このあたり、困難であるといった課題があるというのは、事業者がこのアセスの環境影響評価条例に基づいて、もちろんその県域、市町域の環境を守っていくというのが大きな目的でありまして、そのためには、やはり事業者が環境保全措置をしっかりとっていただくということ。もちろん複数案の検討も含めた環境保全措置をしっかりとってもらうということは必要ですけども、もう既にアセスのかかる時には、事業の枠組みが決定されているから、なかなかダイナミックな対策をとることが非常に難しいというのが、この3行であります。ここは、委員のおっしゃるように、やられっぱなしというようなイメージになってしまうのですが、冒頭の1ページのところの「はじめに」のところにおきましては、2行目の「環境影響評価は、環境悪化を未然に防止し、持続可能な社会を構築していくための極めて重要な施策である」とあります。第2の параグラフの5行目のところでございますけども、「環境影響評価手続の適用実績は着実に積み重ねられ、環境保全に配慮した事業の実施を確保する機能が着実に果たされてきた」ということで、環境影響評価につきましては、法律も条例も適切に運用してきて、一定の環境保全の配慮というのは積み重ねられてきたという、その役割につきましては、その「はじめに」のところでも述べさせていただきました。ただし、今のアセスにつきましては、事業は決定されてからという課題をこの3行の中で書かせていただいております。早い段階で対応は必要になるという、三段論法式な形で書かせていただいたところでございます。

事務局：

そういう趣旨でこのところを書かせていただきましたが、一番大事な部分でございますので、今日いただいた委員様のご意見を参考に、もう少し丁寧に分かりやすく修正したいと思いますのでよろしくをお願いします。

部会長：

ここは答申の一番基本的なところですが、この部分の議論を、本日の議題の最後に回しますので、この会議の間に修正案の起案ができますか。

事務局：

やらせていただきます。

部会長：

お願いします。

委員：

この答申案の「はじめに」の3つ目のパラグラフのところに、「法の施行後十年を経過したことから」ということで、「法の施行を通じて浮かび上がった課題や、生物多様性の保全、地球温暖化対策の推進、行政手続のオンライン化等の社会情勢の変化に対応するため」というのがありますが、この生物多様性保全、地球温暖化対策、行政手続のオンライン化の社会情勢の変化というのが、この条例の中のどこに入っているのかというのが少し分かりにくいかなと思いました。例えば、生物多様性の保全というのは、「調査の手法」のところに何か文言が入れられないかなという感じがします。それから、地球温暖化対策の推進というの、少し入れにくいかなという感じがします。何か「はじめに」というところに書かれている部分と、それが実際の答申の中に出ている部分とが必ずしも対応してないような感じがするのですが、それはそれで問題がないということでしょうか。

事務局：

ここは、法律の改正をされた時の議論の部分でございます。生物多様性の保全というのは、生物多様性基本法ができ、その中にアセスメントのことがしっかりと書かれております。それを契機にして中央環境審議会において議論が始まったということです。必ずしも今、条例改正で対応しているものと直接関わっているものではなく、少し条例とは関係のない文言が書かれていることはご了承いただきたいと思います。

部会長：

先ほど、特に一番重要なところは後に回させていただくと申し上げましたが、他にご意見いただくことがありますか。もしたくさんご意見いただくようでしたら、次回、もう一度企画部会を開催させていただくということも考える必要が出てきますがいかがでしょうか。最後にもう一度、1番目の議題に返らせていただきますので、次の議題に進ませてください。

(2) 滋賀県における今後の環境学習のあり方について

部会長：

2つ目の議題は、「滋賀県における今後の環境学習のあり方について」です。事務局からご説明をお願いします。

< 事務局より説明【資料2 - 1 ~ 3 参照】 >

部会長：

ありがとうございました。今、事務局の説明にもありましたように、この諮問につきましては、小委員会を設置して具体的なご議論をいただく、検討いただくということにさせていただいてはいかがかと思いますが、いかがでしょうか。ご了解いただけますでしょうか。

一同：

異議なし。

部会長：

ありがとうございます。それでは、先ほど紹介のありました資料2 3の運営要領にありますように、小委員会のメンバーを部会長が指名することになっております。この件について、少し事務局と人選について相談させていただきたいので、大変恐縮ですが5分ばかりここで休憩をいただきたいと思います。現在、10時43分ですので、48分から再開ということでもよろしくをお願いします。

< 休憩 >

部会長：

それでは再開させていただきます。

ただ今、席上に配布させていただきました滋賀県環境審議会環境企画部会の「滋賀県における今後の環境学習のあり方検討小委員会委員(案)」ですが、ここに書かせていただきました8名の方に小委員会の委員をお願いしたいという案でございます。それから、委員長につきましては、先ほどの運営要領の第3項において、部会長が指名することになっております。この分野のご造詣が深い、井手慎司先生をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

一同：

異議なし。

部会長：

ありがとうございます。ご承認いただきました。

この具体的な検討については、小委員会にお任せすることになりますが、丸投げということではなく、こういうことに注意してご議論を願いたいということ、この部会として小委員会にお伝えしたいと思います。

それでは、事務局よりご説明をお願いします。

<事務局より説明【資料2 - 4 ~ 6、資料2（参考1、2）参照】>

部会長：

ありがとうございました。この視点をきちっとやってほしいというような小委員会への注文をいただきたいのですが、いかがでしょうか。

委員：

今、紹介いただいた世論調査について、これは無作為に選ばれたということですが、色々な階層の方がおられると思うのですが、環境学習をしているかというようなことを問われた時に、その内容がどの程度分かっているのかという聞き方というか、そういったことの問題があるから、こういう結果になるという点もあるのではないかという気がします。それで、やはり答えの中に、どうしていいか分からないという人が非常にいるわけで、もう少し何か分かりやすいような形でやらないと、全然進まないのではないかという気がします。

事務局：

設問の設定につきましては、平成20年度の設問との比較をするということ、事務局では考えまして、このような設問にいたしました。環境学習とは何かという点につきましては、資料2 6に条例の中身がありますけれども、ここに「『環境学習』とは」という定義がございます。この「『環境学習』とは」という一定の定義をアンケートの中にも含ませてもらった上で設問を記載したという状況でございます。

部会長：

ただ今委員にご発言いただいたとおり、環境学習とは何かを小委員会でご議論いただく時に、あまり硬い表現や限定的に捉えるのではなく、幅広く捉えていただいて、色々な活動を拾い上げて、それが続いていくように、議論をしていただきたいということだと思います。

これだけ膨大な資料を、今日見ていただいて、「注文をつけてください」というのは少し乱暴な話ですが、いかがでしょうか。

委員：

環境の学習というか、環境問題そのものが、ある意味で非常に転機になっているのかなということを感じます。資料2 5の2ページ目に問3 3がありますが、その中に、「良好な環境を次世代に引き継ぐために」という言葉が使われていますが、私は今の時代においては、環境問題を考える場合には次世代では済まないのではないかと考えています。つまり、長い将来、世代を考えていかないといけないということで、短期的というよりも長期的に日本、あるいは、世界の環境がどうあるべきかという課題について考えていかないといけないのではないかとつくづく感じております。ぜひ、長期的な観点で検討をお願いします。特に日本の場合、これから人口がものすごく減少すると言われております。2100年には、現在の3分の1ぐらいまで人口が減るだろうと言われる中で、一体、日本の環境、あるいは、社会はどのように考えていかないといけないのか、そのための教育をどうするのか、ということをご検討いただければありがたいと思っております。

部会長：

ありがとうございました。他によろしいですか。

それでは、今いただきましたようなコメントを小委員会に伝えていただいて、議論を深めていただきますようお願いいたします。

(3) 第三次滋賀県環境総合計画の進行管理について

部会長：

3つ目の議題に移らせていただきます。3番目の議題は、「第三次滋賀県環境総合計画の進行管理について」であります。事務局から説明をお願いします。

<事務局より説明【資料3 - 1 ~ 3、資料3 (参考1 ~ 3) 参照】>

部会長：

ありがとうございました。議題としてお諮りの趣旨は、今報告いただきました内容について、審議会のこの部会として、こういうところに注意して進行に努めてくださいというコメントなり注文を付けていただきたいという趣旨でございます。お気付きのところ、どこからでも結構ですので、ご発言をお願いします。

委員：

数値指標ですが、資料3 2の2枚目の「自然環境」のところ、県の鳥カイツブリの生息数が減少しているということでしたが、先ほどのご説明にもありましたように、500から800の間でもともと推移しているという

ことで、野生生物の個体数変動というのは数字でなかなか示しにくいところがあります。ご説明にもありましたように、他の鳥との関係も出てきますので、ある一定のレベルの変動であれば、数値にとられない評価というのが必要かと思います。特に特定の種類が増えたとか減ったとかというのであまり一喜一憂されても生態系変動というのは予測できないことが多いので、特定の種類の数値の変動については、そういう注意をしていただければと思います。コメントです。

委員：

重点プロジェクトということで、いろいろ細かいところがたくさんあって、逆に言うと、何が重点かなと思ったのですが、数値目標を出すということで、ここに出てはいますが、正直言ってこの根拠が全然分かりません。逆に言うと、これは予算を基に決めているだけかなとも思えるのですが、少しそのあたりがないと、滋賀県民に対する説明が弱いかなと思います。なかなか難しいとは思いますが、そのことを考えていただいたほうが良いのではないのかと思いました。コメントです。

事務局：

それぞれ部局で設定されている根拠があると思いますので、補足するような方向で、検討したいと思います。

委員：

最初の「みるエコおうみ」プロジェクトで、「見える化をする」と言っていますが、この数値が見える化できてないですね。だから、この制度を作る時の根拠になったところを若干なりとも見せるような形で資料を作成し直した方が良いのではないかと思います。

事務局：

表の余白の部分などを活用して、数値設定の背景にあるものは情報として入れていきたいと思います。ありがとうございます。

委員：

「みるエコおうみ」の話が出ましたし、目標に対して1桁以下ということですが、私は、大学で学生に実家のデータを「みるエコおうみ」に入れさせて日本の平均値と比較させ、自動車やエアコンなどの台数も一緒に書かせてレポート課題として出しています。感想も書かせていますが、ライフスタイルの反省の機会になっているように思います。だから、環境教育の中で、例えば中学生以上だったらkWhなどの勉強にもなると思います。そういう環境教育との接点のようなことにも「みるエコおうみ」を活用していただきたい。ただ会員になってもらうというのではなくて、まず「みるエコおうみ」

に自分の家のデータを書き込んでいただいて、その中で持続してやりたいという人には会員になってもらうなど、そういうことも含めて検討していただけたらと思います。

委員：

この滋賀県環境総合計画の重点プロジェクト等、県で色々な施策を実施されており、一方で先ほど環境教育の諮問がありました。これらが連動するようなことをやっていただけたらと思います。先ほど「『みるエコおうみ』も環境教育のほうで積極的に取り入れたらどうか」というお話がありましたが、例えば、学校給食の推進モデル事業とか、そういうこともやっておられるわけで、今は県でやっておられる事業とその環境教育とをうまく連動させるようなことも検討していただけたらと思います。

委員：

この第三次環境総合計画は来年度までですが、その後、また同じようなことをするのでしょけれども、そういう時に、項目の設定や準備というのはどの段階ぐらいからやるのでしょうか。

事務局：

次期の環境総合計画の準備については、既に事務的には取りかかりかけておりまして、今年度中には、具体的にこれにつましてもお諮りし、少しそういった枠組みも含めて議論していただいて、来年度の早めに次期環境総合計画もそのように持っていきたいと考えております。

委員：

単純な感想ですけれども、農業とか林業を持続的にやっていこうという話がありますが、そういったことをやる人間がどうなっているのかということにいつも危惧を感じるので、そういったものの養成などもこの次は入れていただきたいと思います。

部会長：

他にご注意いただくことがありますでしょうか。よろしいですか。

十分な時間を取ることができなくて恐縮ですが、今いただきましたコメントを今後の管理に活かしていただきますようお願いいたします。

(4) 滋賀県環境影響評価条例の改正について(資料1 - 1つづき)

部会長：

それでは、最初の議題に戻らせていただきます。資料は、まず1 1の2

ページ目、新たに環境影響評価に配慮書を導入することの意義付け、必要性について、文書の改訂はできましたか。

事務局：

すみません。今、作業中です。あと5分ぐらいで出来上がりますので、もう少しお待ちいただきたいと思います。

部会長：

では、今後の議論の進め方ですが、まず案を見て、「これでほぼよかろう」と言っていたら、あとは細かい修正は部会長にお任せいただきたいというのが第1点。次の案として、メール会議をお願いし、そのメール会議で最終的な案が取りまとまるようでありましたら、それで終わりにさせていただきます。そうでなくてももう一度お集まりいただいたほうがいいという判断でしたら、第3回目の会議を設定させていただきたいと思います。こういう進め方を案として持っておりますがいかがでしょうか。

一同：

異議なし。

部会長：

ありがとうございます。では、今後の進め方はそのようにさせていただきます。

部会長：

案をお配りください。改訂案が手元に行ったと思いますので、事務局、ご説明をお願いします。

< 事務局より説明【資料1 - 1 当日修正案】参照 >

部会長：

ありがとうございました。ご意見をお願いします。

委員：

ウの修正をいただいているのですが、「設定できない場合には」としていただきたい。例外的ですよということで「場合には」というのをに入れていただきたいということです。

事務局：

はい、分かりました。

部会長：

では、ここは「は」を追加するというで修正します。

委員：

「調査の手法」のところの改訂案を拝見させていただきましたが、あくまでも現地の正確な状況把握に可能な限り努めるというところは、最終的な事業者として配慮していただきたいところだと思うので、新しい意見にはなるんですけども、最後のところに「現地調査を行うなど、現地の正確な状況把握に可能な限り努める」ということを入れていただけたらと思いますが、いかがでしょうか。現地の状況を把握するということを努力するというようなところを一文入れていただいたほうが良いと思います。この文章だけ読むと、どちらかというと現地調査は難しいと思うので、できない場合にはできるだけやっってくださいというような意見としての答申です。あくまでも最終的な目標は、どこの段階でもできる限り頑張ってくださいという、この一文を入れていただきたいということです。

事務局：

入れさせていただきます。

委員：

今の一文は入れてもいいのですか。私は反対です。ハードルを高くするとやらなくなるから、ハードルはとりあえず下げようというのが、この趣旨ではないですか。複数案の数が明らかに減りますよね。

委員：

この段階で新しい意見を急に言ったこと自体が誤りだったと思うので、あくまでも参考意見ではあるのですが、現地調査などを行うことを義務づけるわけではなくて、これらできる範囲の中で、できる限りのことをしてくださいということを書いていただいたほうがいいのではないかとということで申し上げました。もし、皆さんの反対があるようであれば、取り下げたいと思います。

部会長：

委員の皆様、いかがですか。

委員：

今の反対意見について、私はよく理解できなかったのですが。

委員：

現況の環境アセスメントは詳細にやるということを前提にしてやっていま

すが、それでやってしまうと、どうしても進めざるを得ないというので、反省として、今みたいに事前のこういう簡単なものをやろうということです。簡単なものをやろうとしたら、なるべくたくさんフィジビリティを増やしておいたほうがいいと思います。とにかく義務負担は減らしておいたほうがいいというのが基本かと思っております。その中で、これにこだわると逆にそういう考え方が減ってくるのではないか。このことが、この法律自身の意図ではないかと思っております。

部会長：

ただ、現地調査を義務づけるというのではなくて、例えば既存の資料を集めることについても、現地に即したデータを一生懸命集めてくださいということですよ。

委員：

そうです。可能な限り状況把握に努めてくださいという範囲のことを入れたほうがいいのではないかという意見です。

事務局：

方法書と配慮書ではレベルが違いまして、やはり既存資料というのが基本です。しかし、努力姿勢としては、現地の状況というのはできるだけ把握していただきたいというのは、両方ともレベルは違いますがありますので、「現地調査等現地の状況の把握に努めることが適当である」というような形でまとめさせていただけたらと思います。

委員：

「可能な限り努める」というような形で入れていただいたほうがベストなのではないでしょうか。

委員：

状況把握は絶対要ると思います。調査という言葉が入るかどうか。

事務局：

「既存の資料により行うものとし、重大な環境影響を把握する上で必要な情報が得られない場合は、専門家等の知見の収集を行い、それらによっても状況が得られない場合には現地調査を行うなど、現地の状況の把握に努めることが適当である。」としてはどうでしょうか。

部会長：

後は、部会長に表現を確認させていただくということでお任せいただけますでしょうか。

委員：

はい。それほどこだわっているわけではありませんので。

部会長：

もう一度全体を見直していただいて、文章上で変なところがありましたら直させていただきますがいかがでしょうか。

それでは、今回いただいたご意見について、文章表現を確認させていただくことを部会長にご一任いただけますでしょうか。

一同：

異議なし。

部会長：

それでは、その条件を付けて、資料1 1 答申案をご承認いただきました。ありがとうございました。

本日、3つご議論いただきまして、ありがとうございました。それでは、進行を事務局にお返しします。